

子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項

(1) 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項

市町村は、法の基本理念及び第一の子ども・子育て支援の意義に関する事項を踏まえ、子ども・子育て支援事業計画を作成すること。その際、次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）に基づき作成する市町村行動計画に記載している次世代育成支援対策に係る分析、評価を行うこと。

(2) 子ども・子育て支援事業計画の作成のための体制整備等

- ① 市町村及び県の担当部局相互間の連携
- ② 子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見の聴取
- ③ 市町村間及び市町村と県との間の連携

(3) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況及び利用希望の把握

- ① 現状分析
- ② 現在の利用状況及び利用希望の把握

(4) 計画期間における数値目標の設定

(5) 住民の意見の反映

(6) 他の計画との関係

- ① 人吉市総合計画
- ② 人吉市地域福祉計画
- ③ 人吉市障害者計画
- ④ 人吉市健康増進計画・食育推進計画
- ⑤ 人吉市教育振興基本計画

市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項

(1) 教育・保育提供区域の設定に関する事項

(2) 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項

- ① 各年度における教育・保育の量の見込み
- ② 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - ア 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及び実施時期
 - イ 市町村の認可に係る需給調整

- (3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項
 - ① 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み
 - ② 実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

- (4) 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項

- (1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保に関する事項

- (2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携に関する事項
 - ① 児童虐待防止の充実
 - ② 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
 - ③ 障害児施策の充実等

- (3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
 - ① 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
 - ② 仕事と子育ての両立のための基盤整備